

令和7年度第2回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会議事録

1 開催日時 令和8年3月26日(木) 15:00~17:00

2 開催場所 三重県合同ビル 2階 G202 会議室

3 出席者数 出席12名(うち3名オンライン) 欠席3名

4 内容〈事項〉

(1)第6次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について

(2)令和8年度当初予算について

(3)その他

5 概要

(1) 第6次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について

【委員意見】

- ・ 「心のバリアフリー」や「障がいの社会モデル」は重要キーワードであり、周知・理解が必要である。
- ・ 当事者参画は、単にその当事者の目線だけのチェックに委ねると迷走することもある。障がい者の方を招いて検証してお墨付きだということではなく、将来的には、障がい当事者の方の意見を聞かなくても、皆さん方の意識が深まって、皆さんも使いやすいユニバーサルなものができるというのが理想形。
- ・ バリアフリー法に基づく基本構想やマスタープランの作成が県内で遅れているとのことなので、市町向けの意識醸成や策定支援を計画にしっかり盛り込んでほしい。
- ・ 意識醸成の施策は長年行ってきたが効果が限定的ではないか。もっと踏み込んだ手法が必要ではないか。
⇒・ 意識について徐々には高まっていると思いますが、マスタープラン、基本構想の策定といった形には結びついてはいません。市町間で主体意識のレベルに差があり、そういったところを底上げしていくためにも、市町によるマスタープラン、基本構想の策定を進めることが必要であると考えています。
- ・ 国の基本方針(5年)と県の推進計画(4年)の策定周期がずれているが、周期を合わせたほうが良いのではないか。
⇒・ 計画の策定周期については、頂いたご意見を参考に一度検討します。

- ・ 公共工事での当事者参画を促進するには建設担当部署との連携が不可欠だと思うが、どのように進めていくか。
- ⇒ 当事者参画については、当事者からどのような形で意見をいただくのかが決まっていないう状態のため、仕組みづくりから検討していきます。

- ・ 資料にある「UD」と「ユニバーサルデザイン」の表記の使い分けはあるのか。
- ⇒ 使い分けを特に意識してはいなかったのですが、こうあるべきというようなアイデアとかいただけましたら、参考にさせていただきます。

- ・ 『ユニバーサルデザイン(UD)』という表記にするのが、どなたが見てもわかるのではと思う。

- ・ 「やさしい日本語」は外国人だけではなく、障がい者や小さな子ども、高齢者にも有効な言語なので、取り入れて欲しい。

- ・ 車いす使用時の電車の乗り降りについて、無人駅利用時には事前に連絡が必要である。対応してもらえるのはありがたいが、事前連絡が必要であるところが不自由である。事前連絡しなくても、自前のスロープや介助者がいれば乗降できる場合もある。ホームと車両の高低差があるが、ホームに1箇所だけでもスロープをつけておいてくれば乗降できる。基準どおりに整備しようとするとう費用は高額になるので、基準に当てはめなくても何か工夫して乗降できるような形はとれるので、そういう視点で方策を考えていただきたい。
- ・ 近鉄の新しい車両はホームと車両の高低差が改善され乗降しやすい。全てこういう車両になれば、自分のレベルではスロープはいらなくなるが増えてほしい。

- ・ 近鉄では車両の床の高さを全車統一することで進めていて、入れ替わっていけば段差は少なくなっていく。また、近鉄名古屋駅ではホームの先端を上げるようにして段差を解消するような取組をしている。
- ・ ホームの1箇所だけでも段差を無くすようにするというのも一案ではあるが、乗降する駅によって前のほうに乗りたいたとか、車いすの方の乗降する場所の自由が無くなるのではという懸念もある。
- ・ 近鉄では国の定めた目標の駅のバリアフリー化を目指し、今後も計画的に進めていくつもりでいるが、コロナ禍により利用者が減り国目標の対象から外れてしまうと、他府県の利用者の多い駅が優先となる。これが小規模駅でも支援を受けられるとなれば、社内的にも整備を進めやすくなりありがたい。

- ・ 駅等のトイレやオストメイト設備はあるが案内表示が分かりにくいところがある。視覚

障がい者等にも分かる案内と、設置場所の分かりやすさを改善していく必要がある。

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりについて、資金面での負担が大きい中小企業や個人店へ支援するという考えもあるのか。
- ⇒ 中小企業、店舗のハード対策などは事業者の負担が大きいため、可能な範囲でとなり、それを県で網羅的に支援することは難しい。ハードだけではなく合理的配慮や接遇での対応などソフト対応が広がっていけばと考えています。
- ・ ICT 活用推進に関しては利便性向上を図る一方で、デジタル非利用者が取り残されないような対策を確保してほしい。
- ⇒ ICT活用もしつつ、非利用者にも対応できるようなことを進めていくということがユニバーサルデザインだと思いますので、そのように考えさせていただきます。
- ・ 第6次計画の数値目標について気になるところであり、次回以降になると思うが提示いただきたい。
- ・ 東京・大阪ではオリンピック、パラリンピック、万博開催を前提とし、1000㎡以上の宿泊施設のユニバーサル化の基準を設けたが、これに準拠するよう三重県も検討できないか。
- ⇒ 基準の引き上げは事業者への影響が大きく、一足飛びの義務化は難しいため、まずは公共施設や県主体事業で当事者参画の基準づくりを進め、長い目にはなるが、ゆくゆくは民間のほうにも展開し、当事者の意見を反映した建物が増えていくように取り組んでいきたいと考えています。
- ・ 三重県では、宿泊施設のバリアフリー化を支援する補助金制度(令和 7 年度インバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム推進補助金、観光部観光振興課)が用意されている。また、三重県では、観光庁による心のバリアフリー認定制度(観光施設における心のバリアフリー認定制度、観光庁観光産業課)の促進も実施されており、ハード・ソフトの両面で取組が進められていると理解している。
- ・ 三重県でマスタープラン、基本構想の策定が少ないのは、市町に UD に対する専門部署がないことや策定が必須でないこと、人員不足などが原因かと思う。看護や福祉の会議に出るとユニバーサルデザインやバリアフリーの施策が盛り込んであり、市町には、マスタープラン、基本構想が無くても推進できる方法があるのではないかと思うので、それを含めて広く計画を作っていただくのが現実的ではないか。
- ⇒ 個別の計画に反映されていればこだわる必要はないということは確かであるかと思えます。また、市町にとって策定のインセンティブが弱いことも策定が進んでいな

いことの要因と想定されます。市町の策定がどうして進まないのか、一度確認させていただきます。

(2) 令和8年度当初予算について

【委員意見】

- ・ 地域公共交通バリア解消促進事業の補助率はどれくらいか。
⇒ 県は 1/6 となります。また、市町 1/6、国が 1/3 の補助により、最大で 2/3 の補助となります。
- ・ 個人商店にも予算をつけて頂けるとありがたい。

(3) その他

【委員意見】

- ・ 小規模の店舗は当事者としてはどうしても入りづらい。通路の幅が無いともう無理だと、外から見て諦めてしまう。ただ、少しでもスロープがあれば入れそうなところもたくさんある。私どもの団体の全国組織で国土交通省と意見交換をしており、その中でも小規模店舗の課題については考えているという話が出ていた。自治体でも小規模店舗の改修に補助金を出すところもあると聞いている。
- ・ 目標として「みんなで作る」とあるが「みんな」とはいったい誰か。こういう計画の場合当事者に目がいってしまうが、ここで言っているみんなとは広く住民全員だと思うので、そういった方をいかに巻き込んで一緒に計画を作れるか議論すべきだと思う。例えば小規模店舗や施設のハード整備は資金が難しい、補助金がそんなに無い、じゃあ何ができるかとなると、手助けをする人たちがそれが普通の行動になっている、それこそがバリアフリー法の目指すところであり、6次計画の「みんな」が生きてくるのではないか。
- ・ 車いすの方が周りに何人も見えるが、「自分たちを特別視する環境は変だ。みんなだれしもが車いすになるかもしれない。それが普通なんだという意識が広く定着するのがいい。」と言われる。そういうところを目指していった世の中がいいのではと思う。
- ・ 小規模店舗のバリアフリー補助金の例について、鳥羽市の観光のほうで、宿泊施設、観光施設、飲食店のバリアフリー改修の補助金（鳥羽市宿泊施設等バリアフリー化促進支援事業補助金、鳥羽市観光商工課）があり、もう 10 年ぐらいやっている。規模が小さく上限 40 万で1/2補助であり、和式トイレを洋式トイレにするとか、手すりをつけるとか、ちょうどいい規模感でやっていただいている。

- ・ 災害時の対応(避難所等)はユニバーサルデザイン計画の中でどうなのか。
- ⇒・ 要配慮者(高齢者・障がい者・外国人等)対応を含めた避難所運営マニュアルの策定についても UD 計画の取組として含まれております。

(第 1 回ご意見に対する回答 事項1で説明)

- ・ 第 6 次の推進計画でも、第 5 次計画で示された 3 本柱を踏襲したいという話だったが、第5次計画の期間で、何かなされて何かなされなかったのかということを検証するというのであれば、踏襲を前提とするというのはどうか。
- ⇒・ 3本柱となる施策体系については、基本方針として条例で定められたものであり、6 次計画についてもこれを基に計画を策定していきます。施策の内容については、今のトレンド等を踏まえて変えていくべきところは変えていきたいと考えています。

(以 上)